

## 平成 19 年度事後評価シート（平成 18 年度に実施した施策）

施策名	1. 地球温暖化対策の推進	評価年月	平成 19 年 4 月
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課 梶原 成元		

### 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 18 年版環境白書における位置づけ(199ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球温暖化防止・オゾン層保護
施策(節)	1 節	1 地球環境の保全			
その他関連する個別計画 京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)					

環境白書内「平成 18 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の方針	<p>地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行うために 1992 年(平成 4 年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。</p> <p>京都議定書における 2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の温室効果ガス排出量 6%削減約束を確実に達成する。</p>				
予算動向		H16 年度当初	H17 年度当初	H18 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	13,185,104	24,459,797	24,649,957	
	一般会計	685,004	624,159	844,615	
	特別会計	12,500,100	23,835,638	23,805,342	
施策を構成する具体的手段	<p><b>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。</li> <li>・ 業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策の実施。</li> </ul> <p><b>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。</li> </ul> <p><b>【京都メカニズム活用の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有望な CDM/JI 案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施</li> <li>・ CDM/JI に関する途上国等人材育成支援。</li> </ul>				

### 施策の方針に対する総合的な評価

指標名	温室効果ガスの総排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト]						
H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標	目標年	目標値
13 億 5,500 万	13 億 6,000 万	13 億 5,700 万	13 億 6,000 万	調査中		H20 ~ 24 年度の平均	11 億 6,300 万
目標を設定した根拠等	基準年			基準年の値			
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)					

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成 17 年 2 月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。

#### (計画の評価・見直し等)

政府全体の温暖化対策については、京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。環境省では、エネルギー対策特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成 17 年度の排出量は、基準年総排出量と比べて 7.8%増加しており、京都議定書の目標の基準年総排出量比マイナス 6%から、13.8%の乖離がある。京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成 19 年 5 月 地球温暖化対策推進本部)によれば、平成 18 年度の我が国の地球温暖化対策は、前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。

そのため、平成19年度には、個別の対策が目標どおりに進んでいるか、また、全体として6%削減の達成が可能かどうかの検証を厳格に行い、6%削減約束を確実に達成できるよう新たな計画を策定することとしており、それに向け、平成18年10月から、環境省・中央環境審議会や経済産業省・産業構造審議会等の関係審議会において、本計画の評価・見直しを進めているところ。

政府の実行計画に基づき、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成18年度までに13年度比で7%削減することを目標として、各省庁において計画的に取り組を進め、平成19年3月の暫定値によれば、目標を達成する見込みである。なお、平成19年度から24年度までを計画期間とし、13年度比で8%削減することを目標とする新たな政府の実行計画を平成19年3月に閣議決定したところ。

環境税については、与党税制改正大綱において、「平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」検討することが明記され、「既存税制との関係等に考慮を払いながら、総合的に検討する」とされた。

我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、国別登録簿の整備を行い、運営体制を確立した。さらに、政府による京都メカニズムクレジット取得事業をNEDOに委託して実施した。

**(国際交渉等)**

国際的には、平成18年11月にケニア・ナイロビで開催された気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)及び京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP2)において、2013年(平成25年)以降の将来枠組みに関する議論が行われるとともに、気候変動への適応や技術移転等の途上国支援、更にはクリーン開発メカニズム(CDM)のあり方や、後発途上国、特にアフリカにおけるCDMプロジェクトの促進等につき、一定の成果を得ることができた。また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関する日米セミナー、日中、日印セミナー、アジア太平洋地域セミナーを開催している。



**今後の主な課題**

6%削減約束を確実に達成するために、京都議定書目標達成計画の評価・見直しを行う。  
 過去の進捗が見込みと比べ十分とは言えない対策の加速化、更なる削減の可能性を見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する。  
 政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する。また、それに向けて必要な予算を確保する。  
 国際的な地球温暖化対策の実効性の確保に向け、京都議定書第1約束期間後の2013年(平成25年)以降における全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築



**今後の主な取組**

平成19年度に行う、京都議定書目標達成計画の評価・見直しの結果を踏まえた新たな計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。  
 官民が適切な連携を図り、様々な手法を効果的に活用しながら、京都メカニズムクレジットを取得していく。  
 国際的には、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての主要排出国が最大限の削減努力を行い、全ての国がその能力に応じて取り組む実効ある枠組みの構築に向けた取組を積極的に進めていく。  
 京都議定書目標達成計画の確実な達成及び次期枠組みに関する国際交渉などについて機構定員要求を図る。



施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	、

当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 1-1	<b>国内における温室効果ガスの排出抑制</b>								
	2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990 年(平成 2 年))総排出量の 0.6%相当分の増加に抑制し、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量の 1.2%相当分削減する。 また、2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の代替フロン等 3 ガスの排出量を 1995 年(平成 7 年)比で基準年総排出量の 0.1%相当分程度の増加に抑える。								
環境白書での位置づけ	1 章 2 節 地球温暖化対策、1 章 3 節 オゾン層保護対策								
関係課・室	環境保全対策課フロン等対策推進室、地球温暖化対策課								
指標の名称及び単位	エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト〕 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト〕 代替フロン等 3 ガスの排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト〕 (間接)1 世帯当たりの二酸化炭素排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト〕 (間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト〕								
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値		
指標	11 億 9,300 万	11 億 9,800 万	11 億 9,900 万	12 億 0,300 万	調査中	H20～24 年度の平均	10 億 5,600 万		
	1 億 3,690 万	1 億 3,850 万	1 億 3,910 万	1 億 4,010 万	調査中		1 億 2,400 万		
	2,500 万	2,350 万	1,910 万	1,690 万	調査中		5,100 万		
	3.36	3.36	3.33	3.41	調査中				
	0.13	0.13	0.13	0.13	調査中				
目標を設定した根拠等	基準年	1990 年(平成 2 年) 1995 年(平成 7 年)		基準年の値	10 億 4,800 万 5,000 万	1 億 3,900 万			
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)							
評価・分析	<p><b>【必要性】</b>                      京都議定書に定められた温室効果ガス 6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b>                      平成 18 年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で 7.8%上回っており、目標達成計画の策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られ、極めて厳しい状況にあるといえる。エネルギー起源二酸化炭素については、平成 17 年度で基準年比 13.6%も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。一方、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等 3 ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れている。</p> <p><b>【効率性】</b>                      平成 18 年度における、政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは 5,301 億円であり、このうち環境省の予算は 303 億円である。環境省においては、石油及びエネルギー需給構造高度化特別会計(現エネルギー対策特別会計)を活用して、費用対効果の観点を重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。また、費用対効果の高い義務型の排出量取引の導入のための知見・経験の蓄積のため、自主参加型の排出量取引事業を実施しており、平成 18 年度末時点で約 90 社による参加を得て、参加事業者は自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用することにより確実な排出削減が実施された。他地域への波及効果が高く、二酸化炭素削減効果が大きいと見込まれる再生可能エネルギー高度導入地域整備事業などの施策を実施した。</p>								



**<今後の展開>**

過去の進捗が見込みと比べ十分とは言えない対策の加速化、削減効果の確実な措置について早急に検討し、実施する必要がある。具体的には、以下の取組を進める。

- ・業務・家庭部門における住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上やエネルギー管理の促進、省エネルギー機器の一層の普及促進に向けた施策の強化。
- ・燃費性能の優れた自動車の一層の普及促進に向けた施策、交通流対策などの運輸部門の排出削減対策の強化。
- ・自主行動計画について、サービス業を中心とした未策定業種に対する策定の働きかけ・目標の定量化の促進や目標引き上げの促進など同計画の深掘りや対象範囲の拡大等、目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上、CO<sub>2</sub>排出量の削減を一層意識した取組の推進。
- ・中小企業等における排出削減対策の強化。
- ・原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減。
- ・新エネルギー（バイオマス熱利用・太陽光発電等）の導入の加速化に向けた施策の強化。
- ・ノンフロン製品の普及促進や法律に基づく回収の着実な実施など、オゾン層破壊物質からの代替が進むことにより今後増加が予想されている代替フロンの排出抑制に向けた施策の強化。
- ・ビジネススタイル・ライフスタイルの変革に向けた事業者や国民の具体的な行動を促進する国民運動の強化。

平成19年度に行う京都議定書目標達成計画の定量的な評価・見直しにおいては、これまでの対策効果や今後の削減見通しに関するデータの一層の精査を行うとともに厳格な評価を行う。その上で、上記の対策を含め、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、本年度中に改定計画を決定し、6%削減約束の達成に確実に期す必要がある。

国内排出量取引制度について、他の手法との比較やその結果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していく。

目標 1-2	<b>森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保</b>						
	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。						
環境白書での位置づけ	1章2節 地球温暖化対策						
関係課・室	研究調査室						
指標の名称及び単位	温室効果ガスの吸収量[CO <sub>2</sub> 換算ト]						
指標年度等	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標年	目標値
指標				3,540万	集計中	H20～24年度の平均	4,767万
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)					
評価・分析	<p><b>【必要性】</b> 京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、1,300万炭素トン(3.8%)を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。</p> <p><b>【有効性】</b> 森林吸収源対策については、森林における温室効果ガスの吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を進めている。</p> <p><b>【効率性】</b> 森林吸収源について、IPCCの良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資する。</p>						

**<今後の展開>**

我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量1,300万炭素トン(3.8%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、平成19年5月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成20～24年)に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。

<b>京都メカニズム活用の推進</b>							
目標 1-3	我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比 1.6%)に相当するクレジットを取得する。						
環境白書での位置づけ	1章2節 地球温暖化対策						
関係課・室	地球温暖化対策課国際対策室						
指標の名称及び単位	クレジット取得量[CO <sub>2</sub> 換算ト]						
指標年度等	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標年	目標値
指標					約 638 万 ( 契約した量)	H18 年度から H24 年度まで の累積量	約 1 億
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月)					
評価・分析	<p><b>【必要性】</b> 京都議定書の約束達成のため、温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお不足する差分が見込まれる。この差分について、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。</p> <p><b>【有効性】</b> CDM/JI プロジェクトを実施するために実施可能性調査を行い、その結果を広く民間事業者と共有し、民間事業者のプロジェクト発掘・形成を促進した。また、CDM/JI プロジェクトの実施が促進されるよう相手国の人材育成支援などの国内制度等に係る体制整備支援を実施した。 国内の体制整備に関しては、我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、政府や民間法人がクレジットの取得、保有及び移転を管理するための国別登録簿を整備した。 クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を開始した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成 18 年度は 7 月から年度内通年公募を実施し、約 638 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結し、目標に向け進み始めた。</p> <p><b>【効率性】</b> クレジットの調達に当たっては、京都メカニズムに関する専門知識、CDM/JI プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有する NEDO を活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。</p>						



**<今後の展開>**

2013 年(平成 25 年)度までに約 1 億トン CO<sub>2</sub> 分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成 19 年度以降も 2013 年(平成 25 年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)				
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)				
目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H18 当初	H19 当初	H20 反映
	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	24,437	45,465	
	地球温暖化対策推進法施行推進経費	4,376	4,376	
	事業者排出削減対策促進経費	5,500	5,488	
	温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	200,022	249,530	
	環境税導入の対策効果及び経済活動への影響に関する検討調査費	10,000	9,594	
	バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査費	-	20,251	
	次期国際枠組に対する日本イニシアティブ推進経費	-	100,000	
	日米気候変動問題セミナー実施事業費	18,438	-	-
	地球温暖化対策に係る次期枠組検討経費	30,904	-	-
	アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業費	11,729	-	-
	環境省実施計画目標達成経費	21,480	-	-
	低炭素で成長する日本モデルの構築と発信事業	-	-	新
1-1	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業(一般・特会)	104,819	75,289	
	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(特会)	2,760,000	3,000,000	
	国内排出量取引推進事業(特会)	200,000	250,000	
	地方公共団体率先対策補助事業(特会)	1,645,000	1,655,500	×
	温暖化防止活動支援事業(特会)	3,630,000	3,805,000	×
	地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業(特会)	1,023,000	800,000	×
	地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)(特会)	2,715,874	3,302,235	×
	地域協議会対策促進事業(特会)	280,000	280,000	×
	再生可能エネルギー高度導入地域整備事業(特会)	750,000	750,000	×
	業務部門二酸化炭素削減モデル事業(特会)	150,000	250,000	×
	主体間連携モデル推進事業(特会)	540,065	535,065	×
	ソーラー・マイルーシクラブ事業(特会)	30,000	35,000	×
	街区まるごとCO <sub>2</sub> 20%削減事業(特会)	400,000	600,000	×
	メガワットソーラー共同利用モデル事業(特会)	400,000	400,000	×
	国立環境研究所による技術開発事業(特会)	200,000	190,000	×
	廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特会)	1,505,000	2,117,000	×
	地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業(特会)	2,040,000	840,000	×
	地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業(特会)	1,500,000	1,800,000	×
	事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出自主管理促進事業(特会)	40,000	-	-
	エコ燃料実用化地域システム実証事業費(特会)	-	2,780,000	×
	21 エコ燃料利用促進補助事業(特会)	-	800,000	×
	22 クールシティ中枢街区パイロット事業(特会)	-	700,000	×
	23 省CO <sub>2</sub> 型都市づくりのための面的対策推進事業(特会)	-	250,000	×
	24 自動車使用合理化推進事業(特会)	-	130,000	×
	25 風力発電施設に係る適正整備推進事業(特会)	-	230,000	×
	26 温暖化防止・地域再生融資促進事業(特会)	-	85,000	×
	27 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(特会)	-	97,500	×
	28 コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動推進事業(特会)	-	50,000	×
	29 オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費(再掲:2-1)	-	-	-
	30 業務用冷凍空調機器フロン回収強化推進費(再掲:2-1)	-	-	-
	31 ノンフロン化推進方策検討調査費(再掲:2-1)	-	-	-
	32 代替フロン等3ガス排出抑制対策強化対策推進費(再掲:2-1)	-	-	×
	33 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業(特会)	200,000	200,000	×
	34 超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等補助事業(特会)	197,000	-	-
	35 業務部門二酸化炭素排出抑制事業(特会)	-	-	新
	36 家庭部門二酸化炭素排出抑制事業(特会)	-	-	新
	37 運輸部門二酸化炭素排出抑制事業(特会)	-	-	新

	38 温暖化防止国民運動推進事業(特会)	-	-	新
	39 地域における二酸化炭素排出抑制対策推進(特会)	-	-	新
	40 バイオ燃料等再生可能エネルギー導入促進事業(特会)	-	-	新
	41 低炭素社会形成推進事業費(特会)	-	-	新
	42 地球温暖化対策技術開発等事業(特会)	-	-	新
	43 カーボン・オフセット推進事業(特会)	-	-	新
	44 液体PFC等排出抑制対策推進事業費(再掲・2-1)	-	-	新
1-2	森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	47,000	57,941	
1-3	京都メカニズム運営等経費	60,000	74,250	
	CDM/JI 事業調査(一般・特会)	640,155	691,102	×
	京都メカニズムクレジット取得事業(一般・特会)	2,558,000	7,325,669	
	CDM/JIに関する途上国等人材育成支援事業(特会)	300,000	300,000	×
	経済移行国における天然ガス輸送の効率化支援事業(特会)	250,000	240,000	×
	京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業	-	-	新

### 終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
1-1	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、1-1- 35 に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
1-1	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、1-1- 36 に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
1-1 24	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、1-1- 37 に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
1-1	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、1-1- 38 に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
1-1 26 27 28	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、1-1- 39 に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
1-1 21 25	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、1-1- 40 に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
1-1 22 23	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、1-1- 41 に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
1-1	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、1-1- 42 に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
1-3	他の予算事項と統合するため、終期となる。	目標 1-3- 〃 に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
1-3	当初の計画通り3年間で事業を廃止とするもの。	事項の廃止。
1-1	当初の計画通り3年間で事業を廃止とするもの。	事項の廃止。
1-1 32	液体 PFC 等排出抑制対策推進事業費に代替したため。	液体 PFC 等排出抑制対策推進事業費により、引き続き施策を実施予定。
1-1 33	当初の計画通り3年間で事業を廃止とするもの。	1-1- 35 の新規事業を実施予定。
1-3	温室効果ガス観測技術衛星は平成20年度に打ち上げのため。	事項の廃止。



特記事項

< 政府重要政策としての該当 >

施政方針演説: 第 156 回国会(平成 15 年 1 月 31 日)、第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日)  
 第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)、第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日)  
 第 165 回国会(平成 18 年 9 月 29 日)、第 166 回国会(平成 19 年 1 月 26 日)  
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003(平成 15 年 6 月 27 日)  
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日)  
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)  
 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006(平成 18 年 7 月 7 日)

< 当該施策に係る府省庁 >

内閣府・金融庁・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省・防衛省

< 昨年度評価書からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 と下位目標 を統合・整理して今回新たに目標 1-1 とし、指標「都道府県地球温暖化防止活動推進センター設置数」(理由: 今回設定する目標では指標として設定することが困難であるため)、「地球温暖化防止活動推進員委嘱者数」(理由: 目標年度(H17年度)において目標を達成)を削除した。下位目標及び については、それぞれ目標 1-3、目標 1-2 とした。なお、その他下位目標の表現についても見直しを図った。温室効果ガス排出量の計算方法の見直しを行ったため、本評価シート内の指標の値は、昨年度までの指標の値とは相違している。

各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	方針	温室効果ガスの総排出量
	1-1-	エネルギー起源二酸化炭素の排出量
	1-1-	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量
	1-1-	代替フロン等 3 ガスの排出量
	1-1-	(間接)1 世帯当たりの二酸化炭素排出量
	1-1-	(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量
	1-2-	温室効果ガスの吸収量
	1-3-	クレジット取得量
指標の解説	1-1- : 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値	
	1-1- : 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値	
	1-1- : 毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値	
	1-1- : 温室効果ガス排出量について(要因分析)	
	1-1- : 温室効果ガス排出量について(要因分析)	
	1-2- : 森林等による温室効果ガスの吸収量	
	1-3- : 日本国国別登録簿上の政府保有口座内のクレジット量	
評価に用いた資料等	1-1- ~ : 日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2006 年 8 月)	
	1-2- : 日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2006 年 8 月)	
	1-3- : 日本国国別登録簿	



指標に影響を及ぼす外部要因	1-1- : 経済成長率、鉱工業生産指数、貨物輸送量、業務床面積等
	1-1- : セメント生産量、家畜飼育頭数等
	1-1- : 経済成長率等
	1-3- : 国際情勢等